

令和 2 年 6 月 29 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17H02474

研究課題名（和文）国法と宗教法人の自治規範との対立・調整に関する研究：非営利法人の位置づけ再考

研究課題名（英文）Study on the Opposition and Adjustment between Church Autonomy and State Law

研究代表者

大石 眞 (OHISHI, Makoto)

京都大学・法学研究科・名誉教授

研究者番号：90091660

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 5,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、諸外国の「教会法」の研究成果を取り入れつつ、とくに宗教法人を素材として、非営利法人の内部運営の自由と適正な内部運営の要請とをみだすことのできる仕組みを探求しようとするものである。

そこで、宗教団体・法人について、自治権の内実と外延の解明、制定された自治規範の収集・分析、そして自治権とその運営の適正確保との調整の考察を行った。

その結果、宗教団体・法人の自治権は、固有事項や財産管理のほか教育・墓地管理などに広く及ぶこと、諸外国の教会法と対比すると日本の宗教団体の自治規範は行為規範よりも組織規範からなること、及び世俗裁判所では宗教に配慮した調整の視点が重要であることが確認された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本では、かつて宗教団体・法人の宗制・宗憲などの自治規範の収集と公開が愛知学院大学宗教法制研究所により行われた（1969～90年）が、その後の継続的な資料収集はなされず、同趣旨の研究もほとんどなかった。

そのため、憲法で保障された宗教的結社の自由は宗教団体の自主運営権（自治権）も含むと解されるものの、その端的な表れである自治規範の内容や範囲は明らかでなく、国家法との関係などについても、訴訟法的な研究を除けば、あまり進んでいなかった。

本研究は、比較法的な「教会法」研究を基礎として、現時点での宗教団体・法人の自治規範を可能な限り収集して分析し、その具体的な内容と範囲を明確にすることができた。

研究成果の概要（英文）： This study aims to explore how the freedom of autonomous administration and the demand of fair administration are satisfied in case of nonprofit organizations. We focus in particular on religious organization or corporation in adopting the outcomes of so-called church law or ecclesiastical law.

The study was carried out by the solvation of connotation and extent of church autonomy, the collection and analysis of autonomous canons and the examination of adjustments about relationship of the autonomous administration and the demand of fair administration.

We could reach the outcomes as follows. First the autonomy of religious organization extends not only to assets management but also to education and churchyard administration etc., as well as to its proper subjects. Secondly Japanese religious canons are made of more norms of structure than norms of action by comparison with western church law. Thirdly the viewpoint of accommodational adjustment is essential to the secular courts.

研究分野：憲法学

キーワード：信教の自由 宗教的結社 宗教団体・宗教法人 自治権・自治規範 教会法・宗教法 宗制・宗規 教憲・教規 非営利法人

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究が直接素材とする宗教団体・法人について宗教法人法(昭和26年法律第126号)が存在するが、同法は多くの事項の規律を宗教法人の規則に委ねているため、宗教団体・法人の運営については、各宗教団体・法人の自治規範の果たす役割が大きい。しかし、宗教団体・法人の内部運営に係る規律に関する従来のわが国の研究を見ると、宗教団体・法人の自治規範が具体的にどのようなものであるかについて学問的に研究されることは、これまでほとんどなかった。

そもそも宗教団体・法人の自治規範には、宗教的側面にかかわるもの(宗制・宗憲・宗規や教憲・教規など)と世俗的側面の自治にかかわるもの(所轄庁の認証を得た宗教法人規則)があるとされるが、それらがどのような内容を有し、その両者が宗教団体・法人においてどのように整理され、体系化されているのかは、明らかにされていない。

また、宗教団体・法人の自治規範は、憲法で保障された信教の自由(20条)の表れではあるが、同時に法人の適正な運営の確保との調整を図る必要がある。もとより、憲法上保障される宗教的結社の自由は宗教団体の自主運営権(自治権)も含む、と解されている。しかし他方、1995年(平成7年)のオウム真理教事件以後、宗教法人法が改正され、宗教法人の自治的事項に対する国法の関与が強まっている。そこで、憲法で保障される宗教団体・法人の自治権とその運営の適正の確保の要請との調整が重要な問題になっている。しかし、両者をどのように調整するべきかという問題は、宗教団体・法人の自治規範の具体的な姿が理解できなければ、検討することすらできない。他方で、わが国においては宗教団体・法人に保障される自主運営権の限界も十分に検討されているとは言えず、この点も合わせて検討する必要がある。

以上のような問題を考えると、宗教団体・法人が享受する自治権の内実とその射程とを明らかにしたうえで、実際に定められている宗教団体・法人の自治規範はどのようなものであるかという現状の分析を踏まえて、宗教団体・法人の自治権とその適正な管理運営の確保という利益との間の調整がどうあるべきかを再検討することが必要と考えられる。

本研究によって、比較法的にみたわが国の宗教団体・法人の基本的な特徴を明らかにするとともに、宗教団体・法人の自治規範の実相及びその国法との緊張関係の諸相を解明することができる。そして本研究は、宗教団体・法人を直接の対象とするものではあるが、非営利団体・法人についても、団体の自治が自治規範の制定を通じて実現される一方で、団体の適正な運営の確保のため、自治規範制定権が一定程度で制約されるという構図が見られるため、非営利団体・法人に共通する課題に迫ることにつながるものと考えられる。

2. 研究の目的

諸外国では、宗教法人の自治規範の研究は「教会法」という独立した学問分野を形成しているが、本研究は、その成果を取り入れつつ、宗教法人を素材として非営利法人の内部運営の自由と適正な内部運営の要請とをみだすことのできる法人制度のあり方を探求することを目的とする。その内容は以下の通りである。

第一に、憲法上保障される宗教団体・法人の自治権(宗教的結社の自由)は、自治規範の制定権を中核とし、また、世俗的側面における自治にも及びうることを明らかにする。これを敷衍すると、諸外国では、宗教団体・法人の自治権は自治規範を制定しうることがその中核的な内容だと理解され(いわゆる「教会の立法権」)かつ、その自治権の及び範囲は、宗教上の教義や宗教上の組織といった純粋な宗教上の事項に限られず、財産管理のような世俗的な事項にも及びと解されている。本研究は、比較法的な検討を通じて、諸外国で宗教団体・法人の自治権がそのような理解されていることの根拠を明らかにし、わが国の憲法上も、宗教団体・法人の自治権の内実及び外延は同様に考えることができることを明らかにする。

第二に、宗教団体・法人の自治権の行使として、現実にどのような形式で、どのような内容の宗制・宗規、教憲・教規や法人規則などが定められているのかを明らかにする。すなわち、従来、宗教団体・法人の自治規範については、わが国の場合しっかりと意思決定のルールがあまり整備されていないといった抽象的な指摘があるのみで、実際にどのような内容の自治規範が定められているのかということが学問的に分析されることはなかった。しかし、宗教団体・法人がどのような規律に従って運営されているかを明らかにするためには、宗教法人による自治規範の制定の現状を把握することが不可欠である。他方、宗教団体・法人の運営については、以前からその適正さを確保することが求められてきたが、このほか、神職・住職等の後継者不足による宗教法人の休眠化という現代的な課題に対応することも求められている。収集した宗教団体・法人の自治規範を分析し、現に制定されている自治規範がそれらの要請や課題に応えることができるものであるか否かも検討する。

第三に、宗教団体・法人の自治権の保障と、宗教法人の運営の適正の確保という要請との間の調整がどうあるべきかを明らかにする。というのも、宗教団体・法人の運営は、その規律のすべてを各宗教団体・法人の自治規範の定め委ねることはできず、国法による規律に服さざるをえない。わが国のように、法人格の付与によって自動的に税制上の優遇措置も受けられる制度の下では、とくにそうである。そこで、宗教団体・法人の自治権とその運営の適正の確保の調整について、あるべき姿を提示することをも目指す。

3. 研究の方法

(1) 研究組織

本研究に関わる代表研究者・分担研究者を、その所属・専攻と具体的な役割とともに示すと、以下の通りである(職名は最終年度のもの)。

1) 代表研究者

大石 眞(京都大学名誉教授、憲法学) 毎回の研究会を主宰し研究活動全体を統括。フランス宗教法とカトリック教会を中心に理論的研究を担当。

2) 分担研究者

竹内康博(愛媛大学法文学部教授、民法・法社会学) 国内宗教団体・法人の自治規範に関わるフィールドワークを担当。

高畑英一郎(日本大学法学部教授、憲法学)

アメリカ宗教法・プロテスタント系宗教団体を中心に理論的研究を担当。

田近 肇(近畿大学法務研究科教授、憲法学)

イタリア宗教法とカトリック教会の自治規範を中心に理論的研究を担当。

片桐直人(大阪大学高等司法研究科准教授、憲法学) ドイツ宗教法と福音主義教会の自治規範を中心に理論的研究を担当。

新田光子(龍谷大学社会学部教授、社会学、当初2年度分担研究者) 国内宗教団体・法人に関わるフィールドワークを担当、定年退職後の最終年度は研究協力者。

(2) 研究体制

研究全体を総括する大石の主導の下、以下のように比較法的研究を行う理論研究グループ(A)と宗教団体・法人に関するフィールドワークグループ(B)に分け、研究を推進した。

(A) 理論研究グループ

憲法学を専攻する田近・高畑・片桐は、諸外国の憲法・宗教法との比較法的研究を行ったうえで、宗教的結社の自由の保障の問題、とりわけ宗教法人の自治権の内実と外延及びその保障の程度などの問題について理論的に解明する役割を担うものとした。個別に見ると、田近はイタリア法、高畑はアメリカ法、片桐はドイツ法について、それぞれ相当の比較法的研究の実績があり、十分な成果を挙げることができた。研究代表者である大石もここに加わった。

(B) フィールドワーク・グループ

民法・法社会学を専攻する竹内と初め分担研究者(のち研究協力者)として参加した新田は、主として各宗教団体・法人の宗制・宗憲、教憲・教規や法人規則などの自治規範を収集し、その整理を行った。研究協力者として、宗務法制に詳しく関係著作も多い長谷川正浩弁護士を迎えた。これにより、研究対象とする宗教団体・法人の選定から始まるフィールドワークがバランスの取れたものとなり、自治規範の収集を広範囲で円滑に行うことができるだけでなく、研究の全期間を通じて適切な指導・助言を得られた。

(3) 研究活動

(a) 国内宗教団体の自治規範の収集・分析

収集対象団体の選定と協力依頼

文化庁編『宗教年鑑』や同庁発行『宗務時報』によると、国内の宗教法人の総数は、研究期間の開始時点(平成29年4月)において約18万超を数えており、この数字は以後もほぼ変わらない。宗教団体の自治規範の収集・分析といっても、これらの個別の神社・寺院・教会などの単位法人について悉皆的に調査することは不可能であるとともに、多くの場合、それらは教派・宗派・教団などの包括団体・法人の傘下であり、共通の宗教上の目的の下に一体的な宗教活動を行うものであるから、その自治規範もほぼ同一の内容となっている。

そこで、研究期間の初年度(平成29年度)の最初に、自治規範を収集しようとする範囲を包括宗教団体の団体・法人に絞ることを協議のうえ決定した。そして具体的な手順として、まず神社本庁・教派神道連合会・全日本仏教会・日本キリスト教連合会・新日本宗教団体連合会という教派・宗派・教団などの包括団体の加盟する「日本宗教連盟」宛に依頼状を送付し、協力を求めた。次に、その理事会の諒解を得た後に、各加盟団体宛に依頼状を送付して、それぞれの傘下の教派・宗派・教団などに協力をお願いすることとした。

その結果、神社本庁・教派神道連合会・全日本仏教会に加盟している教派・宗派・教団の理解が得られ、その厚意により法人規則を含む多くの包括団体の自治規範(教憲・教規、宗憲・宗制・宗規など)を収集することができた。

収集した自治規範などの分析・検討

以上の経過を経て収集することのできた多数の教憲・教規、宗憲・宗制・宗規などは、研究期間の初年度の終わりにすべてPDFファイルにして保管するとともに、本研究グループ全員で共有し、分析を担当すべき宗教団体の主任を定めるかたちで検討を進めた。それ以外の宗教団体・法人の自治規範についても、各団体のHPなどを通して一般的に閲覧可能なものは参考にした。

2年目(平成30年度)以降は、それらの資料の検討結果を研究会で報告し、情報を共有するとともに、教憲・教規、宗憲・宗制・宗規など、さまざまな名称をもつ宗教団体の自治規範について、その法源・形式だけでなく、議決機関・執行機関などの組織的な内容について、主な項目にそって比較・分析するなどして、研究を進めた。その結果、宗教団体・法人の自治権は、固有事項や財産管理のほか、教育制度や墓地管理などにも広く及ぶこと、西欧諸国の教会法(後述(b)及び4.(1)参照)と対比すると、概して、日本の宗教団体の自治規範は行為規範よりも組織規範からなることなどを確認することができた。

当初、収集した自治規範などの資料については、研究計画申請書では、愛知学院大学宗教法制研究所による宗憲・宗規や教憲・教規などの公刊(後述4.(1)参照)から四半世紀以上を経過しており、その刊行が有益と考え、教派・宗派などの同意を得た上で刊行することを予定し、

その作業に着手する予定にしていた。しかし、研究会で改めて慎重に検討した結果、宗教団体の好意により収集することができたという事情に加え、宗教団体のプライバシーという問題などにも十分配慮する必要があるとの判断に至り、収集資料の刊行は当分の間見送ることにした。

(b) 外国宗教団体の自治規範の調査・収集

教会法典などの収集と比較・分析

体系的・組織的な自治規範を備えたカトリック教会については、初年度と2年度の外国調査を通して、すでに入手済みの日本語訳『新教会法典』(有斐閣)のほか、1983年に公布された逐条解説付きのいわゆるラテン教会法典(CIC)、さらに1990年公布のトリック東方教会法典(CCEO)の公定フランス語版のほか、幾つかの定評ある教会法概説書をも収集できた。

教会法(自治規範)の内容・範囲及び国家法と教会法の関係についての検討

それらを基に、それぞれの規律の形式・内容、両法典の相違や教会法と国家法の関係のほか、各国の司教協議会による普遍法と局地法との調整のあり方などについても、理論的・比較法的な研究を進めた。ローマ・カトリック教会を例にとると、その教会法は、信者の位置づけ・教会の位階的構成・各種の秘跡・崇敬行為などのほか、法人・法律行為・時効・契約などの多くの生活上の規範を定めている(とくに婚姻は秘跡の一つとして教会法で規律されるが、世俗法の規律対象でもある)。したがって、その内容と範囲も広範に及ぶが、その規律はすべて包括的な教会法典に集約されていること、教会法典はそうした普遍法を設けると同時に法典自体の中で各国の司教協議会による局地法の制定の途を開いていること、さらに法人・法律行為・時効・契約などをめぐる教会法上の規律とこれらの事項をめぐる国家法・市民法上の規律との関係を様々なかたちで調整しうるように配慮されていることなどを確認できた。

いわゆる教会自治権は、日本ではしばしば世俗裁判所との関係で強調されるが、本来これらの事項を宗教団体が自律的に決定しうる包括的な権利を示し、当然に教会内部で生ずる紛争の取扱いにも及ぶが、その意味で、例えば、カトリック教会や英国教会で教会法上の内部的な訴訟制度が完備されていることも、合わせて確認することができた。

(c) 個別の研究活動

大石 眞(代表研究者) 理論的・比較法的研究に携わり、主としてカトリック教会の自治規範について研究を進め、とくにフランス語で公刊された公的権威をもつローマ・カトリック教会法典(1983年)の注釈書のほか東方典範教会の法典(1990年)をも含めた教会法関係の文献を入手して分析を行うとともに、イギリスのカーディフ大学やパリのカトリック研究学院への訪問(2017年9月11~16日)などを通して、教会法上の具体的な解釈問題などについても調査し、検討を重ねた。

竹内康博(分担研究者) 収集することのできた包括宗教法人の自治規範(教憲・教規・宗憲・宗制・宗規等)の分析・検討を行った。最初に、収集した自治規範をPDFファイルとして全員で共有した。その後、研究会において分析項目のひな形を提供し、これを基にして検討を行い、各自の担当宗教法人を割り振り、分析結果を集約した。今回分析した各宗教法人は宗教法人法に基づいた宗教法人規則を有しており、これと自治規範との関係について、議決機関、執行機関、審判機関などの観点から分析・検討を重ねた。

高畑英一郎(分担研究者) アメリカにおける国家法秩序とキリスト教プロテスタントを中心に各宗教団体の内部規律との関係についての研究を行った。政教分離体制を前提に公平な信教の自由、宗教団体の内部自治権を認めるアメリカにあっては、宗教団体の内部的紛争に対して司法裁判所がどこまで国家法秩序を適用することができるのかがこの問題の中核部分となる。この中心課題をテーマに、2017年9月3日~11日の間、アトランタのエモリー大学とミシガン州立大学において調査を行い、数名の研究者にインタビューを実施した。

田近 肇(分担研究者) 主として、イタリアにおける国家法秩序とカトリック教会法秩序との間の関係について研究を行い、国家と並立する法秩序としてのカトリック教会の法規範が今なお婚姻法及び法人法の分野において国家法上一定の重要性を認められていることを明らかにすることができた。また、2018年12月2日~9日の間、ミラノ大学及びローマ第三大学で調査を行い、カトリック教会以外の「国家との間で取極を結んだ宗派」の法秩序と国家法秩序との間の関係についても研究を行った。

片桐直人(分担研究者) 主として、ドイツにおける国家教会法、カトリック教会法、福音派諸教会の教会法の分析を進め、本研究課題との関係では、問題領域が、国家法と教会法の調整問題、国家法における教会法の受容、教会法における国家法の受容という三つに分かれて存在すること、そしてカトリック教会法と福音派諸教会の教会法においては、それぞれの教会法の構造の違いから、国家法の受容の面で、それぞれ問題とされる領域が微妙に異なることを明らかにした。

(4) 研究会の開催 以下の通り、研究期間内に合計11回の研究会を開催した。

第1回:2017年(平29)4月28日(金) 京都大学法学部

・研究課題の整理、検討及び方向性の検討

第2回:同年(〃)6月11日(日) 日本大学法学部

・国内宗教団体自治規範の収集範囲の検討、外国宗教団体の自治規範の調査計画

第3回:同年(〃)7月29日(土) 京都大学法学部公共政策大学院

・国内宗教団体の自治規範の収集状況の確認・検討、外国宗教団体の自治規範の調査計画

第4回:同年(〃)11月12日(日) 大阪大学中之島センター

- ・外国宗教団体の自治規範の調査報告（米英伊仏） 国内宗教団体の自治規範の収集状況
- 第5回：2018年（平30）3月21日（水） 愛媛大学法文学部
- ・外国宗教団体の自治規範に関する分析報告と検討、国内宗教団体自治規範の研究分担の検討
- 第6回：同年（＃）7月28日（土） 龍谷大学大宮キャンパス
- ・林春男氏（同派寺院活動支援部 法制担当 前部長）「浄土真宗本願寺派の新旧法規について」の講演と討議
- 第7回：同年（＃）11月18日（日） 日本大学法学部
- ・国内宗教団体（神社本庁・教派神道、日蓮宗・曹洞宗）の自治規範の分担研究の報告・検討、外国宗教団体の自治規範の追加調査の報告（英米独仏）
- 第8回：2019年（平31）4月20日（土） 大阪大学中之島センター
- ・国内宗教団体の自治規範の総合的な比較研究、外国宗教団体の自治規範の研究補足（伊仏）、秋季宗教学会シンポジウムに向けた予備的討議（後述4（3）参照）
- 第9回：同年（令1）6月9日（日） 日本大学法学部
- ・国内宗教団体の自治規範の比較分析、宗教学会シンポジウム発表概要の調整
- 第10回：同年（＃）9月14日（土） 愛媛大学法文学部
- ・国内宗教団体自治規範の比較分析・検討、宗教学会シンポジウム発表内容の最終調整
- 第11回：2020年（令2）2月15-16日（土・日）大阪大学中之島センター
- ・宗教学会発表原稿・研究実績報告書・研究成果報告書の作成要領の検討など

4. 研究成果

（1）研究課題との関係で確認できたこと

本研究は、西欧諸国で独立の分野として確立している「教会法」の研究成果を取り入れつつ、とくに宗教団体・法人を主な素材として団体・法人の内部運営の自由と適正な内部運営の要請とを充たすことのできる仕組みを探究することを目的とする。そこで日本の主要な宗教団体・法人について、その自治権の内実と外延を解明し、これまでに制定された自治権の法制的表現といふべき自治規範の収集・分析を行うとともに、その自治権とその運営の適正確保の要請との調整という問題を考察することにした。

かつて宗教団体・法人の宗制・宗憲などの自治規範の収集が愛知学院大学宗教法制研究所によって行われ、その成果は、同研究所編『宗教法制資料 宗制・宗憲』（同研究所紀要 38～42号、改訂増補版、1990年）及び『宗教法制資料 教憲・教規』（同 35・36号、43・44号、改訂増補版、1988・91年）として公刊されている。しかし、その後、継続的な資料収集は行われず、同趣旨の研究もほとんどなかった。そのため、宗教的結社の自由は宗教団体・法人の自主運営権（自治権）も含むと解されるものの、その端的な表れである宗教団体・法人の自治規範の内容や範囲は必ずしも明らかでなく、とくに司法裁判所の審判権をめぐって問題となるように、国家法との関係などについても、訴訟法分野を除けば、あまり研究は進められて来なかった。

本研究は、そのような問題意識をもって、西欧諸国における「教会法」の研究成果を理論的・比較法的な基礎として、現時点での日本における主要な宗教団体・法人の自治規範を可能な限り収集して分析し、その具体的な内容と範囲を明確にしようと努めた。その結果、本研究は以下の諸点を確認することができた。第一に、宗教団体・法人の自治権は、法制的には、すでに述べた宗制・宗規、教憲・教規などのほか、条例・規程といった様々な形式をとって表現されている（各種の先例・通達という形をとる場合もある）。第二に、その自治権の範囲は、当該宗教団体の教義・組織運営・聖職者の任免・懲戒などの固有事項や財産管理のほか、教育制度から墓地管理のあり方などにいたるまで、きわめて広く及んでいる（その場合、世俗的な国家法を前提としている規定が多い）。第三に、西欧諸国における教会法と対比すると、日本の宗教団体・法人の自治規範の特色の一つは、その多くが行為規範よりもむしろ組織規範から成る（但し、多くの宗教団体は懲戒規程・条例で違反行為に対する制裁を定めていることに留意）。第四に、宗教団体・法人の自治権とその運営の適正確保との調整という点でしばしば問題となる世俗裁判所の審判権との関係では、宗教に配慮した調整の視点が重要である。

（2）国家法と教会法の関係についての知見

以上の諸点と関連するが、西欧の「教会法」の研究を進めることにより、宗教団体・法人の自治権の表れである教会法と世俗的な国家法との関係について多様な場面がありうることを確認できた点も、大きな成果である。そもそも、教会法を理解することは、「宗教に対する国家法の受容可能な射程を同定し、評価するのに有益であることは少しずつ認識されている」が、両者の関係の「研究は一般的に不足している」（Norman Doe）と言われる。そのため、教会法と国家法の関係の「研究」といって、しばしば、両者が衝突ないし対立する場合に目を奪われがちであるが、本研究の成果によれば、a) 教会法自体において国家法を受容する場合、b) 教会法と国家法との調整が図られる場合、c) 国家法が教会法を考慮する場合、d) 教会法と国家法が衝突ないし対立する場合など、両者の関係は多様な関係がありうる、教会法と国家法の関係は、いずれかの一方的な決定ではなく、常に相互の規律領域・内容などの調整の上に成り立つことを確認できた。

（3）成果発表

以上の研究成果は、2019年11月9日（土）、第79回宗教学会における「国家法と宗教法」を統一テーマとするシンポジウムで、代表・分担研究者全員による学会発表を行った。その概要は令和元年11月15日付『中外日報』に紹介されたが、上記各報告は、趣旨・概要とともに2020年11月発行予定の宗教学会誌『宗教法第39号』にすべて掲載されることが決定している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

| | |
|---|---------------------|
| 1. 著者名 高畑英一郎 | 4. 巻 2018年1号 |
| 2. 論文標題 信仰を理由とする免除とLGBTの権利・避妊中絶の自由との調整 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 アメリカ法 | 6. 最初と最後の頁 33-39 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|-----------------------|
| 1. 著者名 田近 肇 | 4. 巻 0 |
| 2. 論文標題 イタリア婚姻制度における教会法秩序と国家法秩序との連結 イタリア政教関係の一側面 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 比較憲法学の現状と展望（成文堂） | 6. 最初と最後の頁 725-747 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 高畑英一郎 | 4. 巻 73巻4号 |
| 2. 論文標題 判例研究：教会に対する公的補助金の申請却下と信教の自由条項 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 日本法学 | 6. 最初と最後の頁 221-242 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 大石 眞 | 4. 巻 36号 |
| 2. 論文標題 フランスの墓地埋葬法制：公法的観点から | 5. 発行年 2017年 |
| 3. 雑誌名 宗教法 | 6. 最初と最後の頁 171-194 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 竹内康博 | 4. 巻 36号 |
| 2. 論文標題 日本の墓地法制：課題と展望 | 5. 発行年 2017年 |
| 3. 雑誌名 宗教法 | 6. 最初と最後の頁 239-261 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 片桐直人 | 4. 巻 91巻5号 |
| 2. 論文標題 砂川空知太神社判決の二つの理解 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 法律時報 | 6. 最初と最後の頁 64-69 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 田近 肇 | 4. 巻 38号 |
| 2. 論文標題 書評：ルイージ・サバレーゼ『解説 教会法』（田中昇訳） | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 宗教法 | 6. 最初と最後の頁 207-210 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------|
| 1. 著者名 大石 眞 | 4. 巻 39号 |
| 2. 論文標題 宗教法と国家法：国家・教会関係の一側面 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 宗教法 | 6. 最初と最後の頁 - |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------|
| 1. 著者名 片桐直人 | 4. 巻 39号 |
| 2. 論文標題 ドイツにおける「教会法と国会法」 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 宗教法 | 6. 最初と最後の頁 - |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------|
| 1. 著者名 田近 肇 | 4. 巻 39号 |
| 2. 論文標題 イタリアにおける宗教法と国家法 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 宗教法 | 6. 最初と最後の頁 - |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------|
| 1. 著者名 高畑英一郎 | 4. 巻 39号 |
| 2. 論文標題 アメリカにおける教会自治権について | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 宗教法 | 6. 最初と最後の頁 - |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------|
| 1. 著者名 竹内康博 | 4. 巻 39号 |
| 2. 論文標題 宗教法人規則と宗憲・宗制 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 宗教法 | 6. 最初と最後の頁 - |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

| |
|--------------------------------|
| 1. 発表者名 大石 眞 |
| 2. 発表標題 宗教法と国家法：国家・教会関係の一側面 |
| 3. 学会等名 第79回宗教法学会 |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|-----------------------------|
| 1. 発表者名 片桐直人 |
| 2. 発表標題 ドイツにおける「教会法と国会法」 |
| 3. 学会等名 第79回宗教法学会 |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|----------------------------|
| 1. 発表者名 田近 肇 |
| 2. 発表標題 イタリアにおける宗教法と国家法 |
| 3. 学会等名 第79回宗教法学会 |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|------------------------------|
| 1. 発表者名 高畑英一郎 |
| 2. 発表標題 アメリカにおける教会自治権について |
| 3. 学会等名 第79回宗教法学会 |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|-------------------------|
| 1. 発表者名 竹内康博 |
| 2. 発表標題 宗教法人規則と宗憲・宗制 |
| 3. 学会等名 第79回宗教法学会 |
| 4. 発表年 2019年 |

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|-------|--|-------------------------------------|---------------------------|
| 研究分担者 | 田近 肇 (TAJIKI Hajime) (20362949) | 近畿大学・法務研究科・教授 (34419) | |
| 研究分担者 | 竹内 康博 (TAKEUCHI Yasuhiro) (40281456) | 愛媛大学・法文学部・教授 (16301) | |
| 研究分担者 | 片桐 直人 (KATAGIRI naoto) (40452312) | 大阪大学・高等司法研究科・准教授 (14401) | |
| 研究分担者 | 高畑 英一郎 (TAKAHATA Eiichirou) (60307791) | 日本大学・法学部・教授 (32665) | |
| 研究分担者 | 新田 光子 (NITTA Mitsuko) (70033751) | 龍谷大学・社会学部・教授 (34316) | 最終年度(令和元年度)は研究協力者として参加した。 |

6. 研究組織（つづき）

| | 氏名 (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|-------|-----------------------------------|-----------------------|-------------|
| 研究協力者 | 長谷川 正浩 (HASEGAWA Masahiro) | | 弁護士 |
| 研究協力者 | 新田 光子 (NITTA Mitsuko) | | 当初2年度は研究分担者 |